

定期予防接種一覧（対象となる方・接種の方法など）

対象の病気	ワクチン名	対象年齢		標準的な接種期間	回数	注意事項
B型肝炎	組換え沈降B型肝炎ワクチン	初回	生後2カ月	生後2カ月～生後3カ月	2回	<ul style="list-style-type: none"> ・初回接種は規定の間隔（27日以上の間隔をあけて）で2回、追加接種は初回1回目接種終了後139日以上経過した時期に1回を、忘れずに受けましょう。 ・母子感染症予防のために、抗HBs人免疫グロブリンと併用してB型肝炎ワクチンの接種を受ける場合は、健康保険が適用されるため、定期接種の対象外となります。
		追加	1歳未満	生後7カ月～生後8カ月	1回	
ヒブ感染症	ヒブワクチン	初回	生後2カ月	生後2カ月～7カ月未満で接種開始	3回	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期初回は規定の間隔（27日以上の間隔をあけて）で1歳までに受け終わらせます。 ※左記以外の接種開始年齢による接種回数は下記のとおりです。 ・生後7カ月～12カ月未満：初回2回+追加1回 ・1歳～5歳未満：1回
		追加	5歳未満	初回接種3回終了後7カ月以上の間隔をあけて	1回	
小児の肺炎球菌感染症	小児用肺炎球菌ワクチン	初回	生後2カ月	生後2カ月～7カ月未満に接種開始（2回目の接種が1歳を超えた場合、3回目の接種はできません）	3回	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期初回は規定の間隔（27日以上の間隔をあけて）で2歳までに受け終わらせます。 ※左記以外の接種開始年齢による接種回数は下記のとおりです。 ・生後7カ月～12カ月未満：初回2回+追加1回 ・1歳～2歳未満：2回 ・2歳～5歳未満：1回
		追加	5歳未満	初回接種3回終了後60日以上の間隔をあけた後であって、1歳以上	1回	
結核	BCGワクチン	生後3カ月～生後1歳未満		生後5カ月～生後8カ月に達するまで	1回	・結核にかかると、年齢が幼いほど重症になりやすいので、早い時期に受けましょう。
ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ	四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ混合ワクチン/DPT-IPV）	第1期初回	生後3カ月	生後3カ月～1歳	3回	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期初回は規定の間隔（20日以上の間隔をあけて）で忘れずに受けましょう。（発熱等の医学的要因によって期間内に接種できなかった場合でも、その状態が解消された後、速やかに接種した者であれば、期間外の接種に関わらず、定期接種とみなすことができます。） ・ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオのいずれか、または2種類までかかった場合でも、四種混合ワクチンを使用することができます。（すべてにかかった場合は、予防接種を受けられません）ただし、第2期の二種混合に使用するワクチンは、ジフテリア・破傷風混合ワクチンのみにします。
		第1期追加	7歳6カ月未満	初回接種3回終了後1年～1年半の間	1回	
	第2期	小学校6年生		1回		
水痘 (みずぼうそう)	水痘ワクチン	初回	1歳	生後12カ月～15カ月未満	1回	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年10月1日より前に任意で接種した水痘ワクチンについては、定期接種を受けたものとみなし、それ以降の定期接種を受けることとなります。
		追加	3歳未満	初回接種終了後6カ月～12カ月の間	1回	
麻しん 風しん	麻しん風しん(MR)混合ワクチン	第1期	1歳～2歳未満		1回	<ul style="list-style-type: none"> ・3カ月以内にガンマグロブリンの注射を受けている人はワクチンの効果が得られにくいので、接種を延期しましょう。 ・麻しん、風しんのいずれか一つにかかった場合でも、麻しん風しん混合ワクチンを使用することができます。（両方にかかった場合は、予防接種を受けられません）
		第2期	5歳～7歳未満 (小学校就学前の1年間にあるもの)		1回	
日本脳炎	日本脳炎ワクチン	第1期初回	生後6カ月	3歳～4歳未満	2回	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期初回は規定の間隔（6日以上の間隔をあけて）で2回、追加接種は初回接種終了後6カ月以上経過した時期に1回を、忘れずに受けましょう。 ・これまでに任意接種を受け、規定の回数をまだ受け終わっていない方は定期接種の対象となりますので、保健センターまでご連絡ください。
		第1期追加	7歳6カ月未満	4歳～5歳未満	1回	
		第2期	9歳～13歳未満	9歳～10歳未満	1回	

※「日本脳炎（日本脳炎ワクチン）」について、これまで北海道全域は、日本脳炎に係る予防接種を行う必要がない区域に指定されていましたが、平成28年4月1日からその指定区域が解除され、北海道でも日本脳炎ワクチンの定期接種を実施することになりました。また、接種を優先すべき対象の方には別途、個別案内及び予診票を送付しております。